

○東洋大学自己点検・評価活動推進に関する規程

平成23年規程第5号・平成23年3月1日公示・平成23年3月1日施行
改正

平成27年6月1日

平成30年4月1日

令和元年10月1日規程第129号

(趣旨)

第1条 この規程は、東洋大学学則（昭和24年4月1日施行）第3条及び第3条の2並びに東洋大学大学院学則（昭和29年4月1日施行）第1条の2に基づき、東洋大学（以下「本学」という。）並びに学部及び研究科ごとの自己点検・評価活動の推進について必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 本学の自己点検・評価活動を推進するため、全学自己点検・評価活動推進委員会（以下「全学委員会」という。）を置き、また学部及び研究科ごとに自己点検・評価活動推進委員会（以下「学部委員会」及び「研究科委員会」という。）を置く。

(全学委員会の構成)

第3条 全学委員会は、次の者を委員として構成する。

- (1) 副学長（内部質保証担当）
 - (2) 各学部委員会委員長
 - (3) 各研究科委員会委員長
 - (4) 教務部長
 - (5) 学生部長
 - (6) 委員長が提案し委員会が承認した者 若干名
- 2 全学委員会に委員長を置き、委員長は、前項第1号の委員をもって充てる。
- 3 第1項第2号、第3号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理し、又は代行する。

(全学委員会の業務)

第4条 全学委員会は、学部及び研究科ごとの自己点検・評価活動を推進するために次の事項に係る業務を行う。

- (1) 学部及び研究科ごとの自己点検・評価活動を推進するための方針等の策定
 - (2) 学部及び研究科ごとの自己点検・評価活動の検証
 - (3) その他全学委員会が必要と認めた事項
- 2 全学委員会は、学部及び研究科ごとの自己点検・評価活動を円滑に遂行するため、当該組織に対し、提言することができる。

(全学委員会の運営)

第5条 全学委員会委員長は、全学委員会を招集し、その議長となる。

- 2 全学委員会に、全学委員会委員長の指名により副委員長を置くことができる。
- 3 全学委員会は、全学委員会委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 4 全学委員会の議決に当たっては、出席委員の過半数の同意を必要とする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 全学委員会は、必要に応じ委員以外の者を会議に招聘し、報告又は意見を求めることができる。

(全学委員会の事務)

第6条 全学委員会に係る事務は、大学評価支援室が所管する。

(学部委員会の構成)

第7条 学部委員会は、次の者を委員として構成する。

- (1) 学部長
 - (2) 学科長
 - (3) その他学部長が指名する者
- 2 学部委員会委員長は、学部長が指名する。

(学部委員会の業務)

第8条 学部委員会は、学部の自己点検・評価活動を推進するために次の事項に係る業務を行う。

- (1) 学部及び学科並びに専攻による自己点検・評価活動に係る方針等の策定
- (2) 学部及び学科並びに専攻による自己点検・評価活動の実施
- (3) 全学委員会に対する自己点検・評価活動結果等の報告
- (4) 学部内の各委員会との連絡調整
- (5) その他学部委員会が必要と認めた事項
(学部委員会の運営)

第9条 学部委員会の運営に関する事項は、各学部が別に定める。

(学部委員会の事務)

第10条 学部委員会に係る事務は、当該学部の教務担当課が所管し、大学評価支援室が協力する。

(研究科委員会)

第11条 研究科委員会の構成、業務等については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、「学部」とあるのは「研究科」と、「学科」とあるのは「専攻」とそれぞれ読み替える。

(外部評価)

第12条 全学委員会並びに学部及び研究科ごとの委員会は、自己点検・評価活動に係る客観性及び妥当性を高めるため、中期計画の実施期間等を勘案し、外部有識者から意見を聴く。

(大学評価統括本部への報告)

第13条 全学委員会は、自己点検・評価活動結果等について、必要に応じて、大学評価統括本部へ報告する。

(改正)

第14条 この規程の改正は、学長が全学委員会並びに各学部教授会及び各研究科委員会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第96号)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第44号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月1日規程第129号)

この規程は、2019年10月1日から施行する。